

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		施業実施協定の変更の認可			
根拠法令及び条項		森林法(昭和26年法律第249号)第10条の11の12第1項			
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—			
	基 準	・森林法第10条の11の11第1項各号に掲げる認可基準のすべてに該当すること			
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年3月7日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日程度 (注: 休日は含まない。)			
	内 訳	経由機関 日 (機関名)	協議機関 日 (機関名)	処分機関 日	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年3月7日	
備 考					